

## 糧食品売買契約書一般条項

### (契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、仕様書に添付された図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を、甲の指定する納入期限までに納入場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (代金)

第2条 総額をもって契約する代金は、契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定する。

- 2 単価をもって契約する代金は、契約単価に確定数量を乗じた金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。
- 3 前各項の契約金額において、共通事項又は特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委任させ、又はこの契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡若しくは承継させてはならない。

- 2 乙は、甲の承認を得てこの契約の履行を第三者に委任させた場合においても、乙の義務とされている事項につきその責を免れないものとする。

### (特許権等の侵害)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を侵害したときは、一切の責任を負うものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(輸送費)

第6条 納入場所までの輸送費用(梱包を含む。)は代金に含まれるものとする。

(単価契約の数量の確定)

第7条 甲と乙は約定した1月間又は3月間の納入予定品目に関する納入予定日時、納入予定数量に対する確定日時、確定数量を、それぞれの責任において確認するものとする。

2 甲による前項の確認は、確定日時及び確定数量の発注をもって行い、乙による確認は甲の発注が行われた場合はその内容により、甲による発注が行われない場合は、確定日時、確定数量を甲に対して確認することにより行うものとする。

(納入)

第8条 乙は検体の提出を指定された物品がある場合は、契約物品の納入の直前又は直後に、食品衛生検査官に提出するものとする。

2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもって、その旨を甲に届け出るものとする。ただし、前号に規定する検体は納入する契約物品の数量に含めないものとする。

3 甲が前項の届け出を受理したときをもって、乙の納入の日とする。

(受領検査)

第9条 乙は、納入する契約物品について契約書、仕様書等及び甲の定める検査実施要領等により、甲又甲の指定する検査官の受領検査を受けるものとする。

2 甲又は甲の指名する検査官は、前条第2項の届け出があったときは、届け出の日から10日以内に受領検査を実施するものとする。

3 甲は、前項の検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成し、1部を乙に交付するものとする。

(検査の立ち会い等)

第10条 乙又は乙の代理人は、前条の検査に立ち会わなければならない。ただし、立ち会わない場合は、欠席のまま、甲は検査を行うことができる。この場合、乙は欠席を理由として検査の結果について異議を申し立てることができない。

(値引き受領)

第11条 甲は、第9条の検査において契約物品を不合格と判定した場合であっても、当該物品が使用上重大な支障がないと認められた場合は、その受領を容認することができる。

2 甲は、前項により契約物品を受領する場合は、代金から相当額を値引きするものとする。

(不合格及び過納品の処理)

第12条 乙は、第9条の検査の結果が不合格となった場合又は過納品がある場合は、甲の指定した期限内にこれを引き取るものとする。

2 前項の指定期限内に乙が引き取らない場合は、甲は乙の負担において当該物品を搬出し又は他に保管を託すことができる。

(所有権の移転)

第13条 契約物品の所有権は、第9条の検査に合格した場合に、甲に移転するものとする。

2 第11条の規定に基づき甲が値引き受領する場合は、値引受領する契約物品について、甲又は甲の指名する検査官による引き渡しの確認が為された後、所有権が移転するものとする。

(代金の支払)

第14条 乙は、総額をもって契約した場合で第9条の検査に合格した場合は、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 乙は、単価をもって契約した場合で第9条の検査に合格した

場合は、当該合格品目及び合格数量について月を単位として取りまとめ、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(相殺)

第15条 甲は、乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、第14条に定める期間内に代金を支払できない場合には、支払期限到来の翌日から支払を受けた日までの日数に応じて、未支払代金に対する支払遅延利息(年3.1%)を乙に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の支払遅延の原因が甲の責に帰することのできない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、支払遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

3 第1項の規定により計算した支払遅延利息の額が100円未満の場合は、支払遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(無償の納入期限の延期)

第17条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い理由により、納入期限までに契約物品を納入できない場合は、その理由を明記して、納入期限の延期を甲に申請するものとする。

2 甲は、乙の申請を正当と認めた場合は、無償で納入期限を延期するものとする。

(有償の納入期限の延期)

第18条 乙が、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て納入期限を過ぎて契約物品を納入した場合は、乙は遅滞料として納入期限の翌日から納入の日まで、1日についてその遅滞部分に対する契約金額の1000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。

2 乙は、甲の指定する期限までに前項の違約金を納付しない場合は、当該違約金に対して納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に年5%の割合を乗じて得られる額を付加して支払うものとする。

(契約の変更)

第19条 甲は、契約物品が納入されるまでの間において必要がある場合は、納入期限、納入場所、数量、仕様書等の内容、その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

(事情の変更)

第20条 甲及び乙は、この契約の締結後、大幅な経済情勢の変動、法令の制定及び改正又は廃止、その他著しい事情の変更により、この契約の内容が不相当となったと認められる場合は、契約の変更について協議することができる。

2 前項の協議を、乙が付議しようとする場合は、その都度直ちに見積書及び理由書等を添え、書面により甲に通知したうえで行うものとする。

(履行不能の通知)

第21条 乙は、履行不能となった場合は、その理由を明らかにして、直ちに契約解除申請書を甲に提出するものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が契約上の義務に違反した場合、又は乙の責に帰する理由によって、契約の目的を達する見込みがない場合。

(2) 乙又は乙の使用人が不正行為を行った場合、若しくは検査官の職務の執行を妨げた場合。

(3) 甲の所属する駐屯地又は乙の納入する食品を取り扱う他の場所において食中毒が発生し、その食中毒の原因が乙の納入する食品にあることが確定した場合。

(4) 乙が乙の責に帰し難い理由により契約の解除を申し出て、甲がこれを認めた場合。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達することが出来なくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由により、本契約の履行ができなくなった場合も同様とする。

(違約金)

第24条 甲は、第22条第1項第1号又は第2号若しくは第3号によって契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した部分に対する代金の100分の10の金額を、乙から違約金として徴収するものとする。ただし、実際の損害額が違約金額を超えた場合は、甲はその超過した分についても損害賠償を請求することができる。

2 約定した1月間又は3月間の納入予定品目に関わる納入予定日時、納入予定数量について契約解除する場合は、当該契約予定数量に対し契約単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した金額をもって契約解除金額とする。

3 1月間又は3月間の納入予定品目について発注等により納入数量が確定した品目がある場合は、確定した数量に契約単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した金額をもって契約解除金額とする。

4 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項の違約金を納付しない場合は、当該違約金に対して納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に年5%の割合を乗じて得られる額を付加して徴収するものとする。

(乙の損害賠償請求権)

第25条 乙は、第22条第2項の規定により契約を解除された場合、又は第23条第1項の規定により契約を解除した場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(危険負担)

第26条 甲乙双方の責に帰することのできない理由により、この契約の履行をすることができなくなった場合は、乙は契約履行の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができない場合は、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が履行を免れることにより得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得した場合は、甲はその金額の限度で代金の支払義務を免れるものとする。

(契約物品のかし)

第27条 甲は、納入された契約物品にかしがある場合、相当の期限を定めて、乙に良品との取り替えとともに、損害の賠償を請求することができる。

2 良品との取り替え、修補、損害賠償の請求は、仕様書等により特に定める場合のほか、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発するものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第28条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生する

ものとする。

(調査)

第29条 甲は、契約物品についてその原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全若しくはその額の算定の適正を図るために、必要がある場合は乙（下請業者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その業務又は資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告又は資料の提出を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立入り、調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(その他)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、互いに誠意をもって協力するものとする。

2 この契約書に明記されていない事項、又はこの契約に関して疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。